

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【公開番号】特開2002-144614(P2002-144614A)

【公開日】平成14年5月22日(2002.5.22)

【出願番号】特願2000-340227(P2000-340227)

【国際特許分類第7版】

B 41 J 2/325

【F I】

B 41 J 3/20 117 A

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月14日(2003.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プラテンと、このプラテンに対向するようにして配設されインクリボンのインクを部分的に溶融するための印刷幅分の発熱素子が前記プラテンの長手方向に整列配置されてなるラインサーマルヘッドと、印刷に供したインクリボンに当接され前記インクリボンを用紙から剥離するリボン剥離部材とを有する熱転写ラインプリンタであって、

前記リボン剥離部材は、前記インクリボンに当接する当接部のうちの紙送り方向の下流側に位置する部位が、前記インクリボンの幅方向の中央部分において最も凸となるように形成されていることを特徴とする熱転写ラインプリンタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

前述した目的を達成するため本発明に係る熱転写ラインプリンタの特徴は、リボン剥離部材は、インクリボンに当接する当接部のうちの紙送り方向の下流側に位置する部位が、インクリボンの幅方向の中央部分において最も凸となるように形成されている点にある。